

2020年4月 保険料改定のご案内

火災保険の始期日が2020年4月1日以降となるご契約から、保険料の改定を行いますので、ご案内します。

1. 保険料の改定

近年の自然災害の増加や住宅の老朽化による水濡れ損害などの増加により、損害保険料算出機構が算出する参考純率(*1)が改定(*2)されました。

つきましては、2020年4月以降始期契約より保険料を改定いたします。

(*1) 参考純率とは、保険料のうち保険金のお支払いに充当する部分の保険料率について、保険会社が保険料設定の参考にできる料率です。

(*2) 2018年5月21日に、損害保険料率算出機構が金融庁へ参考純率改定の届出を行いました。

図1 風災・雹災・雪災による支払保険金の推移 【火災保険】参考純率改定のご案内(損害保険料率算出機構作成)より抜粋

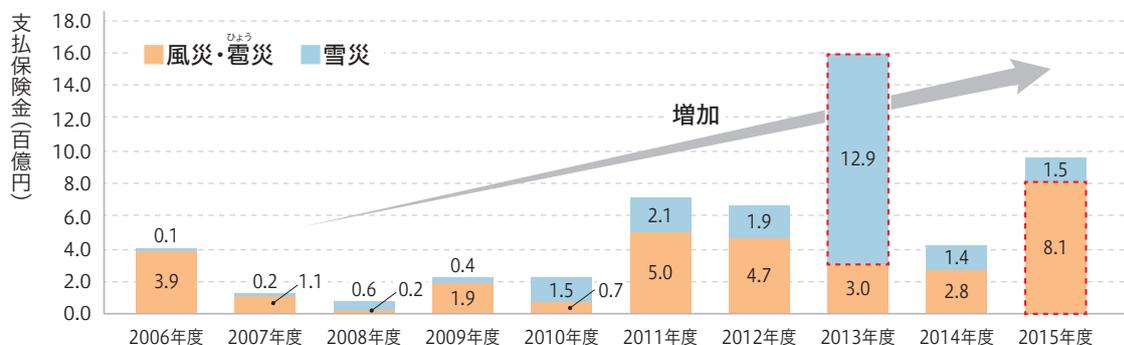
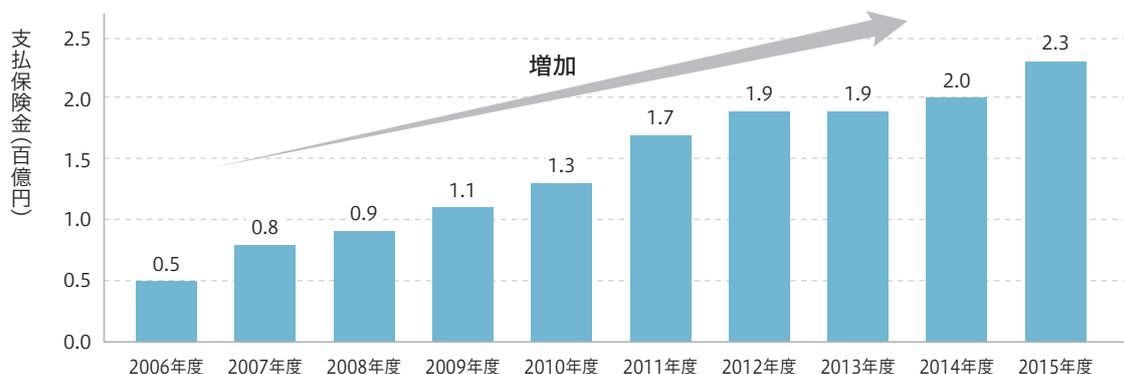


図2 水濡れ損害による支払保険金の推移 【火災保険】参考純率改定のご案内(損害保険料率算出機構作成)より抜粋



2. 築浅割引の割引率の拡大

自然災害や水濡れ損害の増加により、特に築年数が古い物件の事故件数が増加する一方、築年数の浅い建築物のリスクは低い傾向があります。

つきましては、2020年4月以降始期契約より築浅割引率を最大20%にまで拡大します。

